

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
○ 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三三五
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三三五
- 生活保護法による指定介護機関の事業を休止した旨届出があった件 三三五
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三三五
- 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨通知があった件二件 三三六
- 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨通知があった件二件 三三六
- 保安林の指定施設要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三三六
- 道路の区域を変更する件二件 三三六
- 道路の供用を開始する件二件 三三六

告示

福島県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年八月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の	事業所の	事業者の	事業者の主たる	指定年月日	サービス
------	------	------	---------	-------	------

名称	所在地	名称	事務所の所在地	種類
みずき薬局 国見薬局	伊達郡国見町大字塚野目字下三本木二一	株式会社薬樹	会津若松市大町一―一―六	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目九番一	令和五年七月一日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導	

（社会福祉課）

福島県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和五年八月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
グループホーム 優希の杜	二本松市長命六八番地一	二本松市岳温泉一丁目二〇六一三	株式会社 エコ	郡山市喜久田町 御一丁目一七番地一

（社会福祉課）

福島県告示第四百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字塩沢字千穂一四の一八、一一三の二六、一一三の四三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字湯郷渡字立免沢九八の二、九八の一五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字中田字上矢造三〇四の五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字中田字下三森二一三、二一五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字中田字狸久保二〇七の一〇
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字板橋字沢古屋三〇九の一、三〇九の二、三二〇の二、三二〇の三、三一〇の五から三一〇の七まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標
- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

石川郡石川町大字山形字福田三四八の一、三四八の二、三四八の五から三四八の七まで

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 11-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川郡石川町大字山形字須沢三七八
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、石川町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び石川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年八月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町氷玉字道所山甲二六一五、甲二六一八、甲二六二二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 二-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町穂馬字川前乙二二四一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 三-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町字瀬戸町甲三二〇八の二、字船場甲四三五〇の三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 四-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町上平字馬建場二六四八の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定め

- る標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町上平字馬建場二二三六の口
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町上平字二岐三〇八三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町上平字下原三二四一の一、三二四一の三、三二四三の二、三二四六の二、三二四七の二、三二五〇の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町佐賀瀬川字館山四一八三の二、四七四九の二、四七五一の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町佐賀瀬川字館山四一八一、四七四八
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡会津美里町沼田字大明神丙八一二の二、字屋敷丙八三二の三、丙八三一の四
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津美里町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び会津美里町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

〔森林保全課〕

福島県告示第四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和五年八月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

須賀川市長沼字日高見山一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び須賀川市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

〔森林保全課〕

福島県告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を磐梯町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年八月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

遠藤萬三 鈴木傳次 遠藤多吉 田部平三 田部市三 鈴木鳥吉 田部西蔵 田部善三 遠藤善四郎 穴沢岩次郎 鈴木千代松 麓山神社 田部又吉 鈴木八百吉 鈴木梯造 村社山神社 遠藤好三 伊賀美津意 遠藤鉄次郎 鈴木福松 鈴木儀八 鈴木寅一 伊賀四郎吉 遠藤徳多郎 東田宗三郎 五十嵐円次 遠藤市次郎 遠藤利吉 五十嵐嘉七 鈴木進 遠藤宇吉 深澤吉三 鈴木爲重 篠原辰多郎 鈴木泰由 鈴木

福島県知事 内堀 雅 雄

木新多郎 五十嵐庄多郎 鈴木弥作 伊賀寅八 鈴木熊吉 鈴木耕吉 田部清吉 遠藤由安 遠藤久次 田部久四郎 鈴木林三 鈴木林四郎 五十嵐嘉次郎 小林吉三 遠藤善次郎 田部覚三 田部留次 穴沢善吉 鈴木和吉 遠藤辰次郎 鈴木善弥 鈴木栄吉 鈴木忠三郎 小田部万吉 鈴木巳之吉 鈴木熊三 鈴木利光 吉田庄江 林喜多郎 川井章 吉田庄重 あいづ農業協同組合 穴沢次四郎 渡部吉多郎 大竹富子 武田道正 穴沢次四郎 青木勝昭 磯部庄意 武田道男 磯部辰衛 鈴木傳深沢吉三 瀬田正光 鈴木利彦 鈴木喜代志 武田哲夫 八島祥子 秋山平次

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和五年福島県告示第三百四十四号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

〔森林保全課〕

福島県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所が令和五年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	双葉郡浪江町大字赤宇 木字柗平一番一三五地 先から 同 郡同 町大字赤宇 木字柗平一番五二地先 まで	変更前 変更後	六・三 三四・三	一、三四〇・〇 一、三四〇・〇

〔道路計画課〕

福島県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一四号	双葉郡浪江町大字赤字 木字柗平一番一三五地 先から 同 郡同 町大字赤字 木字柗平一番五二地先 まで	変更前 変更後	一一・八 四七・九	一、三四〇・〇 一、三四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和五年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道母畑 白河線	西白河郡中島村大字松 崎字堂ノ入二番地先か ら 同 郡同 村大字滑 津字代畑一四三番四地 先まで	変更前 変更後	一一・五 三〇・二	三三三・九 三三三・九

(道路計画課)

福島県告示第四百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	双葉郡浪江町大字赤字木字柗平一 番一三五番地先から 同 郡同 町大字赤字木字柗平一 番五二地先まで	令和五年八月一日

(道路計画課)

福島県告示第四百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和五年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年八月一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道母畑白河線	西白河郡中島村大字松崎字堂ノ入 二番地先から 同 郡同 村大字滑津字代畑一 四三番四地先まで	令和五年八月三日

(道路計画課)